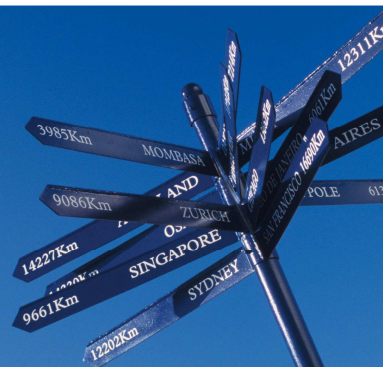


# Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

August 2006



私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界148カ国に13万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約350人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約80名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース  
金融部**

〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話：03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2006 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないはそのメンバーファームをさしています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

## 日英租税条約(新条約)について

2006年2月2日、日本と英国との間で、「所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約(以下、「新条約」)」の署名が行われました。新条約は、今後、両国内での手続が終了した後、1970年に締結された現行条約に代わり、適用されることとなります。

このニュースレターではこの新条約における配当、利子、使用料、株式譲渡所得、匿名組合の取扱いについてご紹介します。新条約におけるこれらの所得についての源泉地国での課税及び適用限度税率は、次のように要約されます。

	現行条約		新条約	
配当	親子間配当	10%	一定の親子間配当、年金基金等が受ける配当	0%
	上記以外	15%		
利子	すべての受益者	10%	政府、銀行・保険会社・証券会社等の金融機関、年金基金等が受ける利子等 上記以外	0% 10%
使用料	すべての受益者	10%	すべての受益者	0%
株式譲渡所得	事業譲渡類似株式	源泉地国課税	事業譲渡類似株式(居住地国で課税されない場合に限る) 不動産化体株式	源泉地国課税
匿名組合	居住地国課税	0%	源泉地国課税	20%

## 1. 配当、利子、使用料に対する源泉所得税

### (1) 配当

一定の要件を満たす受益者に対して支払われる配当について、源泉所得税が減免されることとなりました。日本の場合、利得の分配に係る会計期間終了の日前6箇月の期間を通じ50%以上の議決権を直接又は間接に所有する法人に支払われる場合、および、年金基金又は年金計画に支払われる場合は免税、利得の分配に係る会計期間終了の日前6箇月の期間を通じ10%以上の議決権を直接又は間接に所有する法人に支払われる場合には5%、その他の場合には10%の限度税率が適用されます。

なお、特定目的会社および投資法人(支払配当の損金算入が認められる法人)が支払う配当については、上記親子間配当の減免措置は適用されず、一般の配当として10%の限度税率が適用されます。ただし、年金基金又は年金計画への配当は原則免税とされます。

英国から支払われる配当は、英国国内法で源泉税が免除とされていますので、新条約を適用するまでもなく免税となります。

### (2) 利子

政府、中央銀行、年金基金又は年金計画、一定の金融機関等を受益者とする利子については、源泉地国における課税が免除となりました。それ以外の場合は、引き続き利子に対して10%の源泉所得税が課されません。

### (3) 使用料

使用料の支払については、源泉地国における源泉所得税の課税が一律に免除となりました。

## 2. 株式譲渡益に対する課税

### (1) 不動産化体株式

一方の締約国の居住者が、その資産価値の50%以上が他方の締約国内に存在する不動産により直接又は間接に構成される法人の株式を譲渡することにより取得する収益に対しては、不動産の所在地国である当該他方の締約国において課税されることとなりました。ただし、その株式が公認の有価証券市場において取引され、かつ、その一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が保有する株式の総数が5%以下である場合には、不動産の所在地国では課税されません。

### (2) 事業譲渡類似株式

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によって取得する収益については、次の要件を満たす事業譲渡類似株式の場合に限り、源泉地国において課税されます。

- 譲渡者及びその特殊関係者が保有する株式の数が、その譲渡が行われた課税年度中のいずれかの時点において、その法人の発行済株式の総数の25%以上であること。
- 譲渡者及びその特殊関係者がその譲渡が行われた課税年度中に譲渡した株式の総数が、その法人の発行済株式の総数の5%以上であること。

但し、新条約では、この事業譲渡類似株式に対する課税が居住地国において課税されない場合に限定されることとなりました。

### 3. 匿名組合

匿名組合契約に基づく利益の分配については、現行条約の下では居住地国において課税されると解されてきました。しかし、新条約では、匿名組合契約に基づく利益の分配は源泉地国において課税されることが明示されました。したがって、匿名組合利益を外国法人又は非居住者に分配する場合には国内法に従って、20%の源泉所得税が課されます。

### 4. 租税回避防止のための措置：特典条項

新条約は、第三国居住者が形式的に締約国の居住者となることにより条約の特典を濫用することを排除するため、投資所得等に関して免税の適用を受けるための特典条項を定めています。具体的には、新条約の特典は個人、適格政府機関、年金基金又は年金計画のほか、次のような法人に限定して適用されます。

- 公認の有価証券市場に上場している法人
- 議決権の50%以上が他の適格者に所有されている法人(たとえば上場法人の子会社)
- 一定のユニットトラストその他の信託
- 議決権の75%以上が7以下の同等受益者(新条約の特典を濫用する可能性がないと考えられる第三国の居住者で、一定の条件を満たす者)により所有されている法人

なお、上記に該当しない場合であっても、実質的に事業を行っている場合や別途税務当局の承認を受けた場合には、新条約の特典を受けることができます。

これら特典条項の他に新条約では、親子会社間等の特殊な関係にある企業間の取引における課税上の取扱いについて規定がされ、また、導管取引及び条約特典の濫用防止規定も設けられています。

### 5. 新条約の適用開始時期

新条約は両国の国内法の手続きにしたがって承認されたことを通知する公文の交換の日の翌日から30日目の日に効力を生じます。その上で新条約は、当該効力が生じた日の翌年1月1日以降に適用されることとなります。具体的には、新条約が2006年12月31日以前に発効した場合、次のものに適用されます。

#### (1) 日本

- 源泉徴収される租税については、2007年1月1日以後に課税されるもの(2007年1月1日以後に支払を受けるべきもの)
- 上記以外の租税については、2007年1月1日以後に開始する課税年度の所得

#### (2) 英国

- 源泉徴収される租税については、2007年1月1日以後に取得されるもの
- 上記以外の所得税および譲渡収益税に関しては、2007年4月6日以後に開始する賦課年度のもの
- 法人税については、2007年4月1日以後に開始する会計年度のもの

なお、本文章は一般的な税務上の取扱いを記載しておりますので、新条約に関連した個別案件に関しましては税務アドバイザーにご相談されることをお勧めします。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー

藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujoto@jp.pwc.com
大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com

シニア・マネージャー

高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com

マネージャー

鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
清宮陽二	03-5251-2303	yoji.kiyomiya@jp.pwc.com
トム・ビッドウェル	03-5251-6604	tom.bidwell@jp.pwc.com
箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
左右浩正	03-5251-2481	hiromasa.sayu@jp.pwc.com